

令和4年
5月13日から
施行

変わります! 自動車の積載制限

「自動車の積載の制限の見直し」等を含む道路交通法施行令の一部を改正する政令により、積載物の長さや幅等についての制限が変わりました。

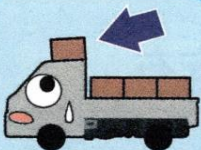


改正により、一部の
制限外積載許可申請が
不要になります

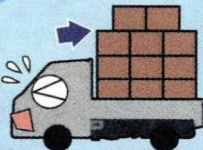
	改正令の施行前		改正令の施行後		左記の規定を超えた積載をして車両を運転する場合には、「制限外積載許可」が必要となります。
	長さ	幅	長さ	幅	
積載物の大きさの制限 (施行令第22条第3号)	自動車の長さとその長さの10分の1の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの	
積載方法の制限 (施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと	

ココは
変わりません!

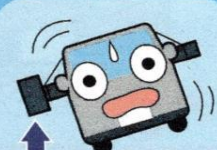
以下の自動車の積載に関する留意事項は変わりません。
安全運転を心がけましょう。



荷台や座席でないとろ
に荷物を積んでは
いけません。



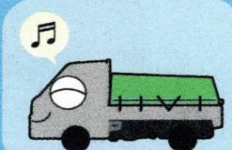
定められた積載の制限を
超えて、物を積んでは
いけません。



運転の妨げになったり、自動車
の安定が悪くなったりする
積み方をしてはいけません。



方向指示器、ナンバープレート、
ブレーキ灯、尾灯等が見えにくくなる
ような積み方をしてはいけません。



荷物が転落しないように、
ロープやシートを使って荷物を
確実に積まなければならない。

佐賀県警察